

令和7年10月1日

交通防犯課

狹山市駅西口駐車場等指定管理者納付金の未納に係る債権について(報告)

未納(債権)は、平成27年4月から令和元年度までの5年間の狹山市駅西口駐車場等の指定管理に係る、市への納付金のうち、令和元年度分の指定管理者の期間の最終年度の納金が未納となつたことによるもので、その指定管理の取り消しまでの納付金が対象となつたものです。

また、本件は指定管理者が指定期間に経営の悪化により破産したことによるもので、当該破産手続き後、幾度の債権者集会が開かれ債権の回収に努めてまいりましたが、令和7年4月28日の「破産手続廃止の決定」を受け、債権の回収が見込めなくなつたことから、令和7年第3回定例議会に権利の放棄について議案を提出し、可決を受け、下記の徵収の権利を放棄いたしました。

なお、財団が負う債権の弁済順位は、①財団債権、②優先的破産債権、③普通破産債権の順であり、狹山市駅西口駐車場等指定管理者納付金は③普通破産債権にあたり、財団の資産よりも①財団債権額が上回っている状況から、納付金の回収は不可能なことが判明しております。

記

1. 債権の内容

令和元年度4月～1月までの10か月間の狹山市駅西口駐車場等指定管理者納付金及び指定取り消しに係る違約金の未納

債務者：一般社団法人 日本駐車場工学研究会 代表者 一瀬 哲雄

本市(納付金)の債権額：

- (1)令和元年度前期納付金 16,274,000円(4月～9月)6か月
- (2)令和元年度後期納付金 10,849,334円(10月～1月)4か月
- (3)基本協定に基づく違約金 3,254,800円(年度納付額の10%)

合計 30,378,134円

2. 債権者集会(東京地方裁判所)

預貯金の調査や事業譲渡に対する対価の請求など、破産者の財産に関する調査

・令和2年7月27日 第1回債権者集会

↓

・令和7年4月28日 第17回債権者集会

3. 再発防止

現在、財務諸表の提出を1年分から3年分に変更し、指定管理者とは月例の運営状況の報告と協議を実施し、令和2年度まで、10月と3月の年2回としていた納付回数について、毎月納付に見直すことでリスク回避の改善に努めています。